

岩手県告示第748号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第9条第4項において準用する同法第6条第1項の規定により、小軽米入会林野整備組合（九戸郡軽米町）の入会林野整備計画の変更の申請を適当と決定した。

なお、同条第5項において準用する同法第6条第4項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 縦覧に供する書類の名称 当該決定に係る入会林野整備計画書の写し
- 2 縦覧の期間及び場所
  - (1) 期間 令和2年12月18日から令和3年1月18日まで
  - (2) 場所 岩手県農林水産部森林整備課及び軽米町役場